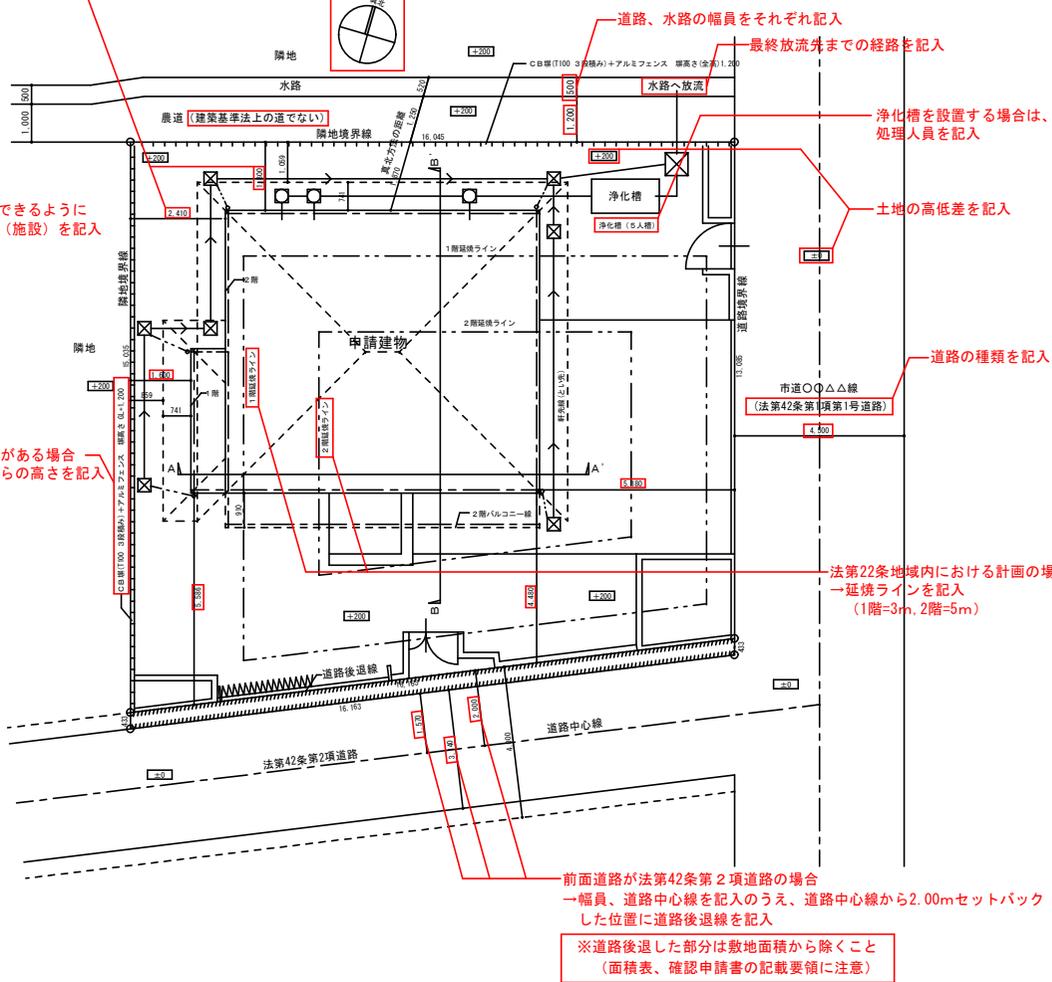


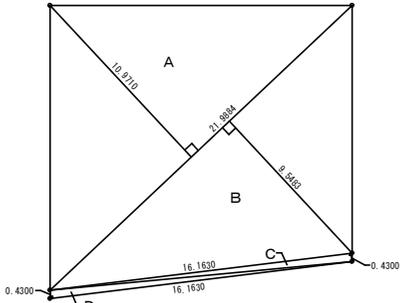
申請位置が特定できるように
目標となる地物(施設)を記入

建物の位置が特定できるように
寸法を記入すること

方位を書き忘れないように
※北側斜線の検討を要する場合は、真北方向及び測定方法を記入
(例) 真北測定器による、測定時間：平成23年〇月〇日 12時〇〇分



配置図 S= 1:100



	底辺	高さ	倍面積
A	21.9884	10.9710	241.243
B	21.9884	9.5483	209.952
C	16.1630	0.4300	6.950
D	16.1630	0.4300	6.950
倍面積合計		合計面積	地積
A + B =		225.598	225.60
C + D =		6.950	6.95
敷地面積 =		225.60 m ²	

道路後退部分の面積

道路後退部分の面積は、敷地面積に含めない

敷地求積図 S= 1:200

※CAD等を用いる場合にあっては三斜求積図によらないことができます。
その場合は作図にあたり使用したCAD等の種類を明示してください。

設計者押印を忘れないように

根拠条項	項目	チェック
付近見取図		
共通	方位、目標となる地物	
	道路、道、水路、空地、公園等 がけ等の地形の位置	
第3章	申請敷地の位置 隣地の建築物の位置、主要用途	
配置図		
共通	縮尺、方位、図面名称 敷地境界線、道路境界線 敷地内の建築物の位置、高さ 申請建築物とその他の別	
	断面図の切断位置	
法19条他	土地の高低差	
法23条	擁壁、がけ地の位置 敷地の安全上の措置	
	延焼のおそれのある部分 (延焼ライン)	
法31条	浄化槽の位置、放流先	
法43条他	前面道路の位置、種別 前面道路の幅員	
	法42条2項道路の後退線位置、 後退距離	
	接道長さ(条例の規定に注意) 法43条第1項ただし書許可の内容	
法48条他	用途地域等の地域境界の位置 隣接地建物の主要用途	
法52条	指定容積率の異なる地域の 境界の位置	
法54条	外壁線、外壁後退ライン	
法56条1項	前面道路の中心線、中心高さ	
1号 (道路斜線)	法43条第1項ただし書の道路の 中心線、中心の高さ	
	セットバックの適用距離	
2号 (隣地斜線)	隣地境界線からの距離	
	建築物の各部分の地盤面からの 高さ	
3号 (北側斜線)	真北方向、真北測定方法	
	北側斜線確認用断面切断位置、 水平距離	
凡例	汚水枡 <input type="checkbox"/> 雨水枡 <input checked="" type="checkbox"/>	

一級建築士事務所 ○○一級建築設計事務所
一級建築士事務所香川県知事登録第○○○○号
一級建築士国土交通大臣登録第○○○○○○号
香川 太郎



二筆名称 ○○ 邸 新築工事
付近見取図・配置図・敷地求積図
1:100, 1:200
00/00